

(平成 28 年 4 月 1 日改定)

適合証明業務(フラット 35)手数料

新築住宅(フラット 35・財形住宅融資)

【一戸建て等】

単位(円/戸)

		■フラット 35			■フラット 35 S		
		設計	中間	竣工	設計	中間	竣工
通常	建築基準法の確認検査と同時申請	3,000	4,000	4,000	20,000	4,000	4,000
	上記以外(単独申請)	15,000	18,000	18,000	32,000	18,000	18,000
竣工済 特例	建築基準法の確認検査と同時申請	15,000			32,000		
	上記以外(単独申請)	55,000			72,000		

※ 当機構で建築確認物件の中間現場検査は、建築基準法の中間検査の有無に関わらず 4,000 円とします。

※ フラット 35 S {金利 A プラン(省エネ「証明書有」・耐久可変)、金利 B プラン(省エネ「証明書有」)} は「フラット 35」の審査に加え、基準に応じた「省エネラベル」「認定低炭素住宅」「長期優良住宅」「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」「性能向上計画認定住宅」「基準適合住宅」のいずれかの証明書等の取得が必要となります。

【共同住宅】

		フラット 35、型式認定等		フラット 35 S	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
建築基準法の 確認・検査と 同時申請	住戸毎の申請	1,000 円/戸	4,000 円/戸	2,000 円/戸	4,000 円/戸
	登録マンション (1 戸～30 戸)	20,000 円	60,000 円	30,000 円	90,000 円
	登録マンション (31 戸～60 戸)	40,000 円	戸数×2,000 円	60,000 円	戸数×3,000 円
	登録マンション (61 戸以上)	60,000 円	戸数×2,000 円 (上限 15 万円)	90,000 円	戸数×3,000 円 (上限 20 万円)
上記以外 (単独申請)	住戸毎の申請	3,000 円/戸	6,000 円/戸	4,000 円/戸	6,000 円/戸
	登録マンション (1 戸～30 戸)	50,000 円	90,000 円	80,000 円	120,000 円
	登録マンション (31 戸～60 戸)	100,000 円	戸数×3,000 円	150,000 円	戸数×4,000 円
	登録マンション (61 戸以上)	150,000 円	戸数×3,000 円 (上限 20 万円)	230,000 円	戸数×4,000 円 (上限 25 万円)

中古住宅（フラット 35・財形住宅融資）（リフォーム一体型）

単位（円/戸）

		フラット 35 型式認定等	フラット 35 S
一戸建て等	建築確認日 S56.6.1 以降	45,000	55,000
	建築確認日 S56.5.31 以前（図面必要）	50,000	65,000
共同住宅	建築確認日 S56.6.1 以降	30,000	55,000
	建築確認日 S56.5.31 以前（図面必要）	50,000	65,000

※ フラット 35（リフォーム一体型）については、上記手数料に 20,000 円加算します。

※ 調査項目の中で技術基準に『不適合』項目が出た場合は、それ以降の調査を中止し、検査手数料の全額を返還致します。

リフォーム融資

単位（円/戸）

	事前ヒアリング・現場検査
財形リフォーム	30,000
耐震・バリアフリー	65,000

賃貸住宅融資（1棟あたり）

単位（円）

	設計検査			現場検査
	断熱等性能等級 2 （機構独自基準） 型式認定等	断熱等性能等級 2 以上	一次エネルギー 消費量等級 4 以上	
確認と同時申請	戸数×1,000	戸数×3,000+20,000	戸数×3,000+30,000	戸数×4,000
単独申請	戸数×3,000	戸数×5,000+20,000	戸数×5,000+30,000	戸数×6,000

※ 家島諸島の現場検査については、交通経費としてそれぞれ 10,000 円加算します。